



湯田中学校いじめ防止基本方針

平成30年（2018年）3月

山口市立湯田中学校

最終改訂 令和3年（2021年）3月

目 次

1	いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
	(1) いじめの定義	
	(2) いじめの防止	
	(3) いじめ防止に関する基本理念	
	(4) めざす子ども像	
2	湯田中学校の取組	2
	(1) 校内体制の確立	
	① 「湯田中学校いじめ防止対策委員会」の設置	
	② 指導体制の強化	
	③ 教育委員会への報告・相談	
	(2) 家庭、地域、関係機関等との連携	
	(3) 未然防止の取組	
	① 教職員の意識の高揚・組織的な対応の強化	
	② 積極的な生徒指導・教育相談の充実・強化	
	③ 豊かな人間関係づくり・好ましい集団づくり	
	④ 認め合い、支え合い、学び合う取組の実施	
	⑤ 学力向上プランによる授業改善の推進	
	⑥ 家庭・地域との連携	
	⑦ 異校種間連携の充実	
	(4) 早期発見の取組	
	① 日常的な行動のきめ細やかな観察	
	② 生活アンケート等の実施	
	③ 教育相談の充実	
	④ 悩みごと等の相談機関の周知	
	(5) 解決に向けた取組	
	① 初期対応	
	② 中期・長期対応	
	(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応	
	① 未然防止	
	② 初期対応	
	③ 被害拡大の防止	
	④ 関係機関との連携	
3	重大事態への対応	7
4	その他	8

※ 関連資料

○ いじめ速報カード	資料 1
○ 生活アンケート	資料 2
○ 生活調査	資料 3
<hr/>	
○ 相談窓口一覧	資料 4
○ いじめ認知時の対応	資料 5
○ 重大事態発生時の調査等のフロー	資料 6
○ いじめ事案調査報告書	資料 7

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

※「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

（「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」）第2条第1項抜粋）

(2) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

いじめは人権問題であるとの認識の下、人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開することが重要である。いじめを根絶するためには、家庭や地域、関係機関等と連携・協働し、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育むことが必要である。

○学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

○保護者の責務等（法第9条より）

子どもがいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもを保護する責務がある。

(3) いじめ防止に関する基本理念

○いじめは、「人間として絶対に許されない、人権にかかわる重大な問題」であることを認識し、「いじめる側が悪い」という毅然とした態度を示す。

○いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」であり、大人の何気ない言動がいじめを助長してしまうこともあり得る。

例) 視線や微かなうなずきがいじめる側にとって味方を得た感覚を与えることになる

○いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こりうる問題」であり、誰もが「いじめる側」にも、「いじめられる側」にもなり得る。

○いじめは、「発見が難しい問題」である。（いじめとふざけ合いが区別しにくい相互性があるかどうかは区別のヒントとなる）

○いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」であり、子どもを取り巻くすべての関係者が連携して、それぞれの立場から解決に向けた責任を果たす必要がある。

(4) めざす子ども像

- ・地域への誇りと愛着をもつ生徒
- ・他者への思いやりの心をもつ生徒
- ・誰に対しても気持ちのよいあいさつができる生徒
- ・自ら進んで学習に取り組む生徒
- ・友達と切磋琢磨し、高め合うことができる生徒

2 湯田中学校の取組

(1) 校内体制の確立

① 「湯田中学校いじめ対策委員会」の設置（法第22条より）

○趣旨

本組織を、学校におけるいじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」など、組織的な対応を行うための中核組織として設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図る。

○構成メンバー

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主担当・養護教諭・スクールカウンセラー・該当学年主任・該当担任・SSW・学校運営協議会委員
その他必要に応じて

○取組内容

- ・いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」への組織的な取組
- ・いじめ相談、通報の窓口としての役割
- ・PDCAサイクルに基づく「湯田中学校いじめ防止基本方針(以下、湯田中基本方針)」の見直し
- ・いじめ(の疑い)を発見した場合の緊急会議及び組織的な対応
- ・教育委員会等へのいじめの報告
- ・家庭、地域、関係機関との連携

② 指導体制の強化

- ・いじめの対応に温度差が生じないように、全教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組む。
- ・「いじめ」「生徒理解」「保護者理解」「発達障害」などを正しく理解して、実務に結びつけるような研修を実施する。
- ・全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、平素から管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「湯田中学校いじめ対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。事後の対応とその結果がどうなったかを確認し、対応の仕方を蓄積し、以後に役立てる。
- ・教員の接し方がいわゆる「いじり」を助長することがないように人権に配慮した言動をとる。
- ・生徒は大人の様子をよく見ているので、職員室の雰囲気(パワハラ、セクハラ等が暗黙のうちに肯定されていないか)に気を配る。

③ 教育委員会への報告・相談

- ・いじめ速報カード(資料1)により市教育委員会に報告する。(5W1Hの確認)

- ・重大事態に至りそうな場合または重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告の上、「いじめ対策サポートチーム」と連携して対応を行う。

(2) 家庭、地域、関係機関等との連携

- ・湯田中基本方針について、PTA総会や学校運営協議会、地域協育ネット、青少年健全育成連絡協議会、学校だより等を活用して、保護者や地域へ広く周知する。
- ・家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。

(3) 未然防止の取組

① 教職員の意識の高揚・組織的な対応の強化

- ・「いじめの早期発見のポイント」「生徒・保護者との関わりについて」「いじめ問題の対応の仕方」「カウンセリングのスキルアップ」などの視点から校内研修の充実を図る。
- ・週1回程度の生徒指導連絡協議会の復伝を行い、生徒の情報を共有する。

② 積極的な生徒指導・教育相談の充実・強化

- ・「み(身だしなみを整える)・そ(きちんと掃除に取り組む)・あ(さわやかにあいさつをする)・じ(時間を守る・人権を尊重する)」のチャレンジ目標をもとに、自らを律し、社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識を身に付けさせる。
- ・生徒会活動や委員会活動、学校行事など、生徒が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。
- ・週1回の生活アンケート(資料2)および月1回の生活調査(資料3)、毎日の日記指導(生活ノート「道標」の活用)、授業や休み時間、給食、掃除活動などを通して、生徒にしっかりと関わり、寄り添い、信頼関係を築く。
- ・養護教諭、スクールカウンセラーとの情報共有を積極的に行い、連携して気になる生徒に関わっていく。

③ 豊かな人間関係づくり・好ましい集団づくり

- ・授業でのグループ学習・ペア学習や学校行事における人と関わり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよく関わっていこうとする意欲や態度等、コミュニケーション能力を育てる。
- ・学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

④ 認め合い、支え合い、学び合う取組の実施

- ・学校行事を通して学年・学級単位、縦割り班(委員会、部活動、VS活動(地域清掃活動)など)ごとに「認め合い」「支え合い」「学び合う」取組を実施し、自己有用感を高め、生徒の居場所づくりを行う。

⑤ 学力向上プランによる授業改善の推進

- ・校内研究授業の促進を図り、わかる授業の提供に努める。
- ・常に授業改善に向けた振り返りを行い、具体的な方策を検討して実施する。

⑥ 家庭・地域との連携

- ・PTA行事、会議に参加し、日頃から情報交換がしやすい円滑な人間関係づくりに努める。
- ・PTA総会、学年懇談会等の機会を活用し、いじめ防止に向けた学校の取組を周

知する。

⑦ 異校種間連携の充実

- ・月1回の連携協議、出前あいさつ運動、出前授業、新入生情報交換会などで小学校と連携し、積極的な情報交換を行い、小学校での人間関係を把握する。

(4) 早期発見の取組

子どもに関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、週1回の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

① 日常的な行動のきめ細やかな観察

- ・生活ノート（「道標」）等での交流を通して、人間関係づくりに努める。
- ・生徒とふれあう機会を増やし、信頼関係を築き日常的な行動を観察する。
- ・不登校傾向生徒早期対応カードを活用し、情報の共有を図る。

② 生活アンケート等の実施

- ・生活アンケート（週1回）や授業評価等で生徒理解を図る。生活アンケートは実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに校内で情報を共有し対応する。

③ 教育相談の充実

- ・教育相談担当教員、養護教諭等を中心に教育相談体制の充実を図る。
- ・全校生徒を全教職員で育てる意識で多くの生徒と関わり、多くの教職員に相談できる環境づくりを図る。

④ 悩みごと等の相談機関の周知

- ・資料4「相談窓口一覧」を示し、活用できるように支援する。

(5) 解決に向けた取組

① 初期対応（資料5「いじめ発覚時の対応」）

ア いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
（分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する）

イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ 関係生徒への聞き取り

- ・関係する個々の生徒の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

いじめられている生徒

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」ということがないように、「いじめは絶対許されない」「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

いじめている生徒

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えなが

ら、丁寧に聞き取りを行う。

- ・聞き取りが長時間に及ばないよう、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

周囲の生徒

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

エ 湯田中学校いじめ対策委員会の招集

- ・校長は「湯田中学校いじめ対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
 - a いじめられている生徒とその保護者への対応
 - b いじている生徒とその保護者への対応
 - c 他の生徒及び保護者への対応
 - d 市教育委員会、関係機関等への支援要請（必要に応じて）
 - e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

オ 対応上の留意点

a いじめられている生徒とその保護者への対応

いじめられている生徒 〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人、保護者と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

いじめられている生徒の保護者 〈家庭訪問による対応〉

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

b いじている生徒とその保護者への対応

いじている生徒 〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、いじめられている生徒に与えた苦しみや痛みがいかにか大いかに大きいかにということに気づかせる。
- ・今後のいじめられている生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、約束させる。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、いじている生徒の気持ちも理解しながら指導する。
- ・いじめられている生徒に対して、謝罪の気持ちがもてるよう、粘り強く指導する。

いじている生徒の保護者 〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・管理職を含めた複数の教員で対応する。
- ・いじている生徒が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないように配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒の指導や支援につい

- て、共に考える。(いじめている生徒への非難は避ける)
- ・学校の指導や支援について説明する。
 - ・いじめられている生徒への謝罪等を相談する。

c 他の生徒及び保護者への対応

他の生徒

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせる。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・いじめられている生徒に対する配慮について指導する。
- ・いじめている生徒への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。

他の保護者

- ・重大事態の場合、いじめている・いじめられている生徒及び関係保護者の理解のもと、臨時の保護者会等を開催して、状況を説明する。
- ・いじめている生徒やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題として報告する。

d 市教育委員会、関係機関等への支援要請 (必要に応じて)

- ・学校だけで抱え込まず、市教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・生徒の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている生徒の安全確保のための必要な措置を行う。

e 別室指導や出席停止等の措置の検討 (必要に応じて)

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

② 中期・長期対応

ア 当該生徒の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該生徒のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該生徒の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

イ 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ 湯田中基本方針の見直し・改善

- ・いじめの未然防止や再発防止に向けて、湯田中基本方針の見直しを行う。

エ 進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

オ 学校運営協議会への報告と支援要請

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

カ 関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

① 未然防止

ア 情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは瞬時に広範囲に広がっていく。生徒に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

イ 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会やPTA総会、学校運営協議会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策について啓発する。

② 初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。市教育委員会にも速やかに報告する。

③ 被害拡大の防止

- ・掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・関係保護者の了解のもと、生徒の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実に行う。

④ 関係機関との連携

- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

3 重大事態への対応（資料6「重大事態発生時の調査等のフロー」）

【重大事態とは】

① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合等

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

※ その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

(1) 重大事態と判断した場合は、直ちに市教育委員会に報告する。

- (2) 調査主体が学校の場合、市教育委員会が派遣したいじめ対策学校アシストチームと協力して調査を行う。
- (3) 調査主体が、市教育委員会の場合、教育活動に支障が生じる恐れがある場合を除き、全面的に協力する。
- (4) 重大事態に至る要因となった事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・「いつ、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」等を明確にする。
- (5) 調査結果を市教育委員会に報告する。
- (6) いじめを受けた生徒やその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。(適時・適切な方法で、経過報告を行い、その都度対応を保護者と協議する)

4 その他

国や県・市の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、いじめ対策委員会が見直しの必要があると認めるときは、本方針をより実効性のあるものに、改訂していくこととする。

山口市教育委員会学校教育課(生徒指導担当あて)

提出先

First Class>教育委員会(学校教育課)>調査回答B>「いじめ速報カード」のフォルダに、認知した時点から24時間以内に御提出をお願いします。

いじめ速報カード(山口市)

提出年月日	2021年4月1日	(木)	学校名	学校
続報カード提出予定	2021年7月1日	(木)		

いじめの区分 (リストから選択)	
区分の詳細	

認知年月日	2021年4月1日	(木)	認知の方法 (リストから選択)	
認知の区分 (リストから選択)				

被害児童・生徒氏名	性別	学年・組(担任)	年 組 担任
加害児童・生徒氏名			

【いじめの概要】(※事実のみを簡潔に記述すること)

「いつ」		「どこで」	
「誰が」		「何を」	
「なぜ」		「どのように」	

現在までの状況(時系列)			
--------------	--	--	--

○、実施予定△) 学校の対応(実施済) (リストから選択)	校長、教頭への連絡	(リストから選択)	周囲にいた児童・生徒への指導・支援
	いじめ対策委員会の設置		被害児童・生徒の保護者連絡
	事実確認(ききとり、アンケート等)		加害児童・生徒の保護者連絡
	被害児童・生徒への指導・支援		SC等への連絡・相談
	加害児童・生徒への指導・支援		教育委員会への第一報(電話連絡等)

対応のレベル	学校で対応できる	関係機関との連携が必要である	重大事案になる可能性がある
--------	----------	----------------	---------------

生活調査 (4 月)

年 組 番 氏名 ()

- I いよいよ新学年がスタートしました。この生活調査は、みなさんが安心して安全に、そして充実した生活を送るための調査です。新学年がスタートしてからの校内・校外（私生活も含む）の様子を教えてください。次の質問であてはまるものに○をつけてください。

- ① 1学期の個人目標をもってスタートがきれましたか？ ----- はい ・ どちらとも言えない ・ いいえ

1学期の個人目標を具体的に書こう。

《「校内・校外生活」において》

- ② 部活動は楽しいですか。 ----- はい ・ いいえ ・ 無所属 (引退含む)

部活動を行う上での悩みは何ですか。

< 練習時間、人間関係、指導内容、保護者、費用、学業との両立 など >

- ③ ルールを守った生活ができた ----- はい ・ いいえ
(友人間の外泊はしない、生徒だけで遊技場の利用をしない、夜間外出・深夜徘徊をしない、不要物を持ってきていない など)

- ④ おどされたり、いいがかりをつけられたりした ----- はい ・ いいえ

- ⑤ 暴力をふるわれた ----- はい ・ いいえ

- ⑥ 物やお金をとられた ----- はい ・ いいえ

- ⑦ いやがらせを受けた ----- はい ・ いいえ
(無視された・悪口を言われた・にらまれた・いじられて嫌な思いをしたなど)

- ⑧ 不審な電話があったり、不審な人に声をかけられたりした ----- はい ・ いいえ

- ⑨ SNS (LINE・Twitter・TikTok・Instagram等) で嫌な思いをした ----- はい ・ いいえ

- ⑩ ルールを守れていない、あるいは被害にあった湯田中学生徒を見た・知っている ----- はい ・ いいえ

- II ③で「いいえ」、④～⑩で「はい」と答えた人は、具体的な状況を教えてください。
<いつ・どこで・だれに・どんなことに・それに対してどうしたか など >

- III 悩みごと・相談ごと・相談したい相手などがあれば相談を受け付けますので書いてください。

○相談窓口一覧

山口市教育委員会	山口市教育相談室
083-934-2863	083-922-3749

やまぐち総合教育支援センター内 子どもの教育に関する総合相談機関 子どもと親のサポートセンター・ふれあい教育センター

〒754-0893 山口市秋穂二島 1062 番地（山口県セミナーパーク内）

電話相談

専門の相談員がさまざまな御相談に応じます。

【相談時間】月～金 8:30～17:15、火・木 21:00 まで夜間相談を実施 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

【相談内容】就学や進路に関する事、学校での学習や生活に関する事、いじめ・不登校に関する事、家庭での養育の事、乳幼児の育児に関する事、特別支援教育に関する事 など

【対象】児童・生徒・保護者・教職員等

ふれあい総合テレホン ☎ 083-987-1240

○いじめ、暴力、問題行動、交友関係などに関する相談は

「24時間子どもSOSダイヤル」 ☎ 0120-0-78310

（やまぐち子どもSOSダイヤル）

※いじめ、暴力、問題行動、交友関係などによって、心身が脅かされるおそれのある子どもとその保護者からの御相談に24時間応じます。

○ファックスやメールによる相談は

「ふれあいファックス」Fax 083-987-1258 「ふれあいメール」(メール) soudan@center.ysn21.jp

来所相談

子どもと親のサポートセンター・ふれあい教育センターの職員や臨床心理士等の専門家が、子どもの教育に関する専門的な御相談に応じます。

【相談時間】月～金 9:00～17:00 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

【相談内容】いじめ・不登校（園）や問題行動、学校不適応、障害などに関する事、インターネットや携帯電話（スマートフォン等）の利用に伴うトラブルなど。

※事前予約制となりますので、上記のふれあい総合テレホンへお申し込みください。

県教育庁

県教育庁では、教育行政に関する御相談（教育施策・予算等）をお受けします。

●山口県教育行政相談室（教育政策課内）

☎ 083-933-4531

(メール) a501001@pref.yamaguchi.lg.jp

県学事文書課

県学事文書課では、私立学校・園に関する御相談をお受けします。

●学事文書課

☎ 083-933-2138

(メール) a10400@pref.yamaguchi.lg.jp

さまざまな関係機関にも相談窓口があります

ヤングテレホン・教育電話相談

(名称は市町によって異なります)

下関市 (ヤングテレホン下関)	☎ 083-231-7838
(教育相談室)	☎ 083-231-6995
(いじめテレホン相談)	☎ 083-223-7830
宇部市 (総合教育相談窓口とライン相談)	☎ 0836-33-7830
	(FAX) 0836-33-7830
山口市(山口市教育相談)	☎ 083-922-3749
萩市(子ども相談・支援室)	☎ 0838-25-3662
防府市(青少年相談センター)	☎ 0120-783-474
	☎ 0835-24-3232
(教育相談電話)	☎ 0120-078-357
携帯電話からは	☎ 0835-23-1135
下松市(ヤングテレホンがまつ)	☎ 0833-43-4976
岩国市(ヤングテレホン岩国)	☎ 0120-22-7830
携帯電話からは	☎ 0827-43-0900
光市(ヤングテレホンひかり)	☎ 0120-72-3749
(光市子ども相談センター)	☎ 0833-74-5910
長門市(長門市教育相談センター)	☎ 0837-22-3542
柳井市(ヤングテレホン)	☎ 0820-22-4499
美祢市(ヤングテレホンみね)	☎ 0837-52-0400
周南市(教育相談ゆうなん)	☎ 0120-78-3090
山陽小野田市 (ヤングテレホン)	☎ 0836-84-2000
(心の支援室)	☎ 0836-82-1188
周防大島町	☎ 0120-23-5509
携帯電話からは	☎ 0820-78-1559
和木町(ふれあいロールわき)	☎ 0120-81-7830
上関町	☎ 0820-62-0245
田布施町	☎ 0820-52-5812
平生町	☎ 0820-56-6083
阿武町(ふれあいアワセ)	☎ 08388-2-3176

非行・いじめ等

子どもの人権110番(山口地方方法務局)	☎ 0120-007-110
法務少年支援センター山口(すこやか青少年心理相談室)	☎ 083-922-6701
少年サポートセンター(山口県警少年課)	
東部	☎ 0827-23-5150
	☎ 0120-48-5150
中部(ヤングテレホン・やまぐち)	☎ 083-925-5150
	☎ 0120-49-5150
西部	☎ 083-222-5150
	☎ 0120-62-5150

少年サポートセンターでは、インターネットや携帯電話の利用に伴う問題等の相談も受け付けています。

子どもの体や心の健康

県健康福祉部子ども政策課	☎ 083-933-2947
女性健康支援センター(県立総合医療センター)	☎ 0835-22-8803
思春期ほっとダイヤル(県立総合医療センター)	☎ 0835-24-1140
児童思春期外来(県立こころの医療センター)	☎ 0836-58-2327
県健康福祉センター	
岩国	☎ 0827-29-1523
柳井	☎ 0820-22-3631
周南	☎ 0834-33-6425
山口 (防府支所)	☎ 0835-22-3740
宇部	☎ 0836-31-3200
長門	☎ 0837-22-2811
萩	☎ 0838-25-2669
下関市子ども未来部子ども保健課	☎ 083-231-1447
心の健康電話相談(県精神保健福祉センター)	☎ 0835-27-3388

育児・児童福祉

児童相談所	
中央	☎ 083-922-7511
岩国	☎ 0827-29-1513
周南	☎ 0834-21-0554
宇部	☎ 0836-39-7514
下関	☎ 083-223-3191
萩	☎ 0838-22-1150
児童家庭支援センター	
子ども家庭支援センター「海北」	☎ 0835-26-1152
子ども家庭支援センター「清光」	☎ 0836-65-1188
子ども家庭支援センター「ぼけっと」	☎ 0834-25-0605
なかべ子ども家庭支援センター「紙風船」	☎ 083-266-1935

県民相談

中央県民相談室	☎ 083-933-2570
(メール) kenmin.soudan@pref.yamaguchi.lg.jp	
岩国地方県民相談室	☎ 0827-29-1506
柳井地方県民相談室	☎ 0820-24-0250
周南地方県民相談室	☎ 0834-33-6401
山口地方県民相談室	☎ 083-921-9540
宇部地方県民相談室	☎ 0836-38-2116
下関地方県民相談室	☎ 083-235-8791
萩地方県民相談室	☎ 0838-21-0051

教育資金

山口県ひとづくり財団奨学センター	☎ 083-933-4770
労働福祉金融制度「大学教育資金」 (県労働政策課)	☎ 083-933-3210
医師修学資金(県医療政策課)	☎ 083-933-2937
看護師等修学資金(県医療政策課)	☎ 083-933-2928
獣医学生修学資金(県畜産振興課)	☎ 083-933-3434
母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金 の修学資金(県健康福祉センター・各市町母子・父子福祉担当課・県子ども家庭課)	
県健康福祉センター	
岩国	☎ 0827-29-1522
柳井	☎ 0820-22-3777
周南	☎ 0834-33-6422
山口 (防府支所)	☎ 083-934-2528
宇部	☎ 0836-31-3200
長門	☎ 0837-22-2811
萩	☎ 0838-25-2664
各市町母子・父子福祉担当課	
下関市	☎ 083-231-1358
宇部市	☎ 0836-34-8330
山口市	☎ 083-934-2960
萩市	☎ 0838-25-3259
防府市	☎ 0835-25-2348
下松市	☎ 0833-45-1734
岩国市	☎ 0827-29-5075
光市	☎ 0833-74-3006
長門市	☎ 0837-23-1156
柳井市	☎ 0820-22-2111
美祢市	☎ 0837-52-5228
周南市	☎ 0834-22-8460
山陽小野田市	☎ 0836-82-1175
周防大島町	☎ 0820-77-5505
和木町	☎ 0827-52-2195
上関町	☎ 0820-62-0184
田布施町	☎ 0820-52-5810
平生町	☎ 0820-56-7113
阿武町	☎ 08388-2-3115
県子ども家庭課	☎ 083-933-2751
生活福祉資金の教育支援資金(県社会福祉協議会・各市町社会福祉協議会)	☎ 083-924-2813(県社会福祉協議会)

その他

○生涯学習相談	
山口県ひとづくり財団 県民学習部生涯学習推進センター	☎ 083-987-1730
○中学校卒業程度認定試験相談	
県教育庁義務教育課	☎ 083-933-4595
○高校卒業程度認定試験相談	
県教育庁教職員課	☎ 083-933-4624

いじめ認知時の対応

①第一通報者（本人、保護者、周囲の友人等）等から事実確認

- ・通報者の思いをしっかり受け止めながら聞くとともに、関係者からも情報収集を行い、いじめの詳細内容について事実確認を行う。

②「いじめ速報カード」による報告（24H以内）

[いじめを認知した教職員] → [担任] → [学年生徒指導] → [学年主任] →
(中学校)

→ [生徒指導主任] → [教頭] → [校長・副校長]

※状況によっては先に校長、生徒指導主任へ報告

- ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。
- ・学級担任等が、様々な情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する

※報告・連絡・相談＋記録・確認

いじめ速報カード作成

報告

③いじめ対策委員会

指導主事の派遣

迅速なチーム編制
派遣・支援

- ・情報の集約
- ・加害児童生徒、被害児童生徒、及び保護者への対応方法の検討・確認
- ・周囲の児童生徒への対応方法の検討・確認

市教育委員会

いじめ対策サポートチーム

初動対応サポーター、少年安全サポーター
生徒指導推進専門員、いじめ・不登校専門指導員
SC、SSW、あすなろ教育相談員

重大事態と判断した場合

報告

市長

県教委

※重大事態発生時の対応参照

④当事者・周囲からの聴取（調査）

- ・被害児童生徒から
- ・加害児童生徒から
- ・周囲の児童生徒から

必要に応じて

⑤職員会議の開催

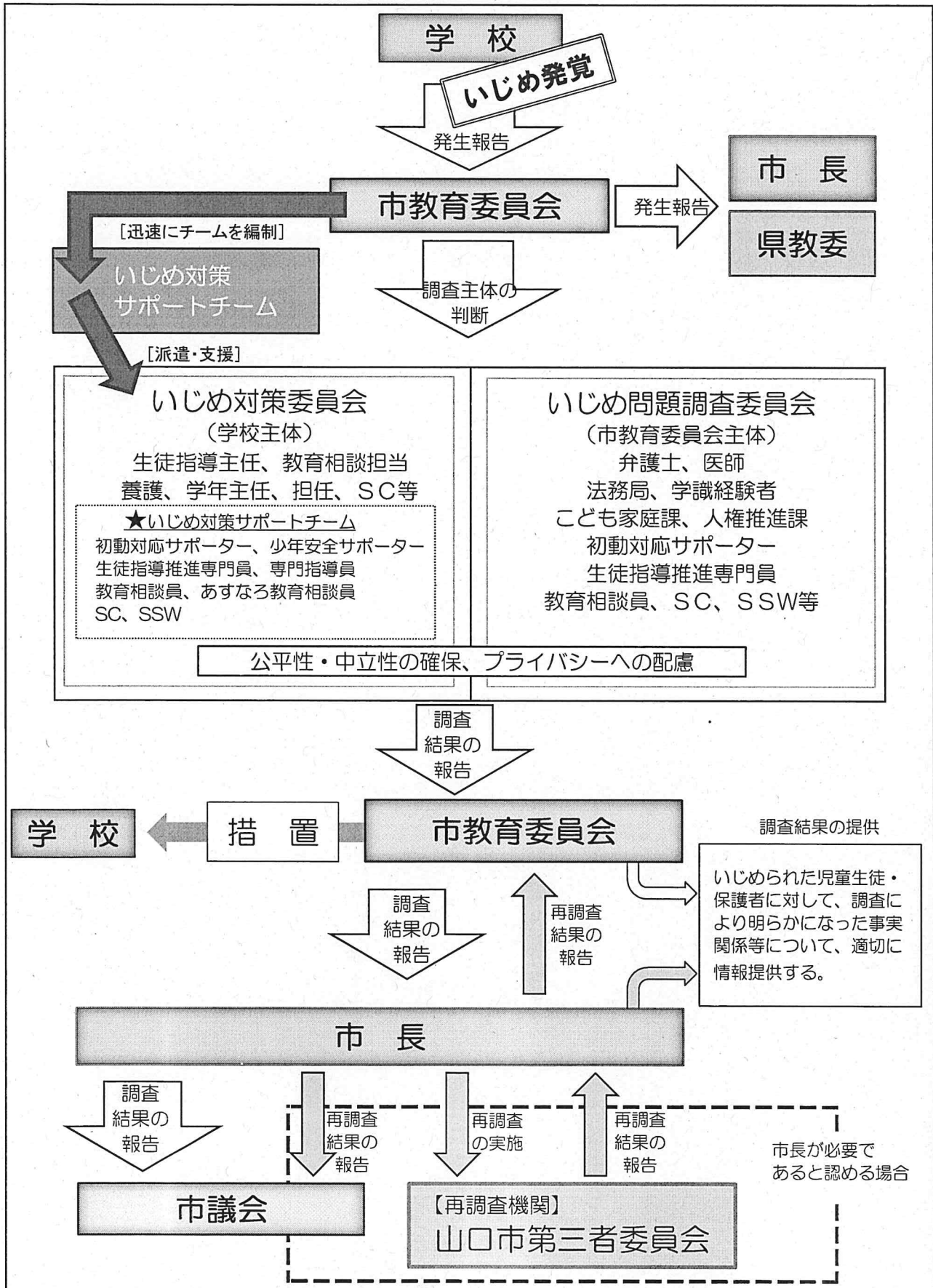
- ・全教職員への周知と共通認識
概要をまとめた資料を用意する。
- ・今後の対応策の検討と役割分担
今後の対応の方向性を定めた
原案を用意した上で協議する。

⑥児童生徒・保護者への対応

- ・被害児童生徒への指導・支援
共感的理解、SC等による心のケア
家庭訪問
緊急避難（相談室、欠席）
- ・加害児童生徒への指導・支援
謝罪について
SC等による心のケア
- ・学級（周囲の児童生徒）への指導・支援
- ・関係機関との連携

○ 重大事態発生時の調査等のフロー（山口市立小・中学校）

重大事態発生



いじめ事案調査報告書（学校主体の調査）

〇〇〇〇第 号
平成〇〇年（〇〇年）〇月〇日

山口市教育委員会
教育長 〇〇 〇〇 様

山口市立〇〇学校
校長 〇 〇 〇

印

い じ め 事 案 調 査 報 告 書

- 1 (被害者) 学年・氏名(性別)・保護者氏名
- 2 (加害者)
- 3 事案の背景(集団・人間関係の状況等)
- 4 調査の組織(調査委員の構成等)
- 5 調査日時・調査方法・場所・対象等(詳細に記述)
- 6 事実経過
(日時、場所、人物、いじめの態様等について、網羅的に客観的事実を記述)
(1) 〇月〇日
(2) △月△日
- 7 被害の程度
- 8 いじめの認否
- 9 学校が行った指導措置等
- 10 関係機関が行った指導措置等
- 11 考察、今後の支援内容、再発防止対策等
- 12 その他の参考事項(保護者の意見等)